

お知らせ information

ご案内

国民健康保険からの お知らせ

国民健康保険被保険者証の更新について

現在交付している「国民健康保険被保険者証（保険証）」は、有効期限が9月30日までとなっています。

新しい保険証は、9月末までに各世帯に簡易書留で郵送します。10月1日以降に診療を受ける場合は、新しい保険証を医療機関に提示してください。

有効期限が切れた保険証は、10月1日以降に町民生活課まで返却してください。

保険証は、国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。汚したり、紛失したりしないようにしましょう。

勤務先の健康保険に加入したり、退職などで健康保険を脱退したりした場合、町民生活課で手続きが必要ですが、

町民生活課
7216933

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

◆健康保険証として使うには？

①マイナンバーで登録事前にパソコンやスマートフォンで健康保険証利用の申し込みをする。

②マイナンバーカードを医療機関などの窓口でカードリーダーにかざす

医療機関の窓口でカードの顔写真を機器や職員による目視で確認します。

◆マイナンバーカードで受

診するメリットは？

①健康保険証としてずっと使える！

就職や退職、引っ越しをしても、保険者へ加入届を出せば保険証が出来るのを待たずにカードで受診できます。

②窓口での書類の持参が不要に！

高額療養費の限度額適用認定証などの持参が不要になります。

※自治体独自の医療費助成については書類の持参が必要ですが。

③マイナンバーカードで医療費控除も便利に！

マイナンバーを活用してご自身の医療費情報を確認できるようになります（今年10月予定）。そのため、

確定申告でも、マイナンバーを通じて医療情報を取り得し、医療機関などの領収書がなくても手続きできるようになります。

※準備が整った医療機関から順次マイナンバーカードを保険証として利用で

きるようになりますが、その後もお手元の紙の保険証もそのまま利用できます。

※医療機関によって利用開始時期は異なります。

町民生活課
7216933

農業委員会への各種申請締め切り日を変更します

令和3年10月から農業委員会への各種申請の締め切り日を変更します。

【変更前】

毎月15日（閉庁日の場合は直後の開庁日）

【変更後】

毎月月末（開庁日の場合は直前の開庁日）

毎月月末（開庁日の場合は直前の開庁日）

なお申請書類に不備があると受け付けできませんので、事前に相談の上、早めに書類の提出をお願いします。

農業委員会事務局（産業振興課内）
7216938

はかりの定期検査を行います

商店・工場などの事業所および官公庁で取引や証明行為に使用する「はかり」は、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

定期検査は、集合検査または所在場所検査により実施されます。

【集合検査】

■検査方法

指定された期日・場所で行われます。

■日時

9月30日（土）

午前9時30分から午後2時30分まで

■場所

多目的研修集会施設

■手数料

福島県手数料条例による手数料額を「福島県収入証紙」または「現金」で納入してください。

【所在場所検査】

■検査方法

集合場所検査へのはかりの持ち込みが困難な場合な